

令和4年度

外部評価実施結果報告書

令和4年11月

新宿区外部評価委員会



令和4年11月17日

新宿区長 様

令和4年度の外部評価実施結果について、次のとおり報告します。

新宿区外部評価委員会

会 長	星	卓 志
副会長	山 口	道 昭
委 員	山 本	卓
委 員	板 本	由 惠
委 員	上 野	麻 美
委 員	大 西	秀 明
委 員	君 島	淳 二
委 員	桐 山	早 苗
委 員	藤 川	裕 子
委 員	前 田	香 織
委 員	鱒 沢	信 子
委 員	松 井	千 輝
委 員	松 永	健
委 員	的 場	美 規 子
委 員	安 井	潤 一 郎

外部評価実施結果の報告にあたって

今年度は、第 5 期の外部評価委員会の 2 年目の評価であった。新宿区総合計画（平成 30（2018）～令和 9（2027）年度）の第二次実行計画（令和 3（2021）～5（2023）年度）のうち、初年度の実績について、施策評価、計画事業評価を行うとともに、経常事業の取組状況の確認を行った。

今年度は、昨年度の経験が活き、比較的スムーズな評価作業を進めることができた。その中でも、各委員が一つひとつの施策、事業と向き合い、理解を深める努力と真剣な検討に努めたことで、充実した議論ができた。

新型コロナウイルス感染拡大の中ではあったが、事業所管部署へのヒアリングでは多様な質問が出され、効率よく充実した内容のものとなった。さらに、評価の取りまとめの検討においては、限られた時間の中、お互いが納得するまで議論を行い結論を得ることができた。

今期の評価では、新宿区がその結果を次期実行計画に反映させることに繋がるものとすることを意識して取り組んでいる。このため、評価の結果としては、大半の事業を「計画どおり」としているものの、いくつかにおいては、今後の取組への期待や提案を盛り込んでおり、さらに厳しい指摘をしているものもある。

これらの意見は、新宿区を更に良くしていきたいという意識の現れとして受け止めていただき、さらには次期実行計画の検討においても配慮をお願いしたい。

この過程を通して、外部評価委員会としても、自分たちの役割を強く認識した上で、常に区民の目線を持ちながら、真摯な姿勢で評価活動に取り組んでいくことの重要性を新たにしたところである。

この外部評価実施結果報告書が、より良い新宿区づくりを推進していく上での一助になれば幸いである。

新宿区外部評価委員会
会長 星 卓志

目 次

第1章 新宿区外部評価委員会の概要

1 新宿区外部評価委員会の役割・構成	1
2 評価活動の経過	3
3 評価の対象	10
4 評価の視点	15

第2章 評価結果

1 評価結果の概要	16
2 評価結果等の見方	17
3 評価結果	20

個別施策 I-4 安心できる子育て環境の整備	20
------------------------	----

個別施策 I-9 地域での生活を支える取組の推進	35
--------------------------	----

個別施策 II-1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	41
---------------------------------	----

個別施策 III-15 多文化共生のまちづくりの推進	60
----------------------------	----

第3章 今後に向けて

<資料>

1 新宿区外部評価委員会委員名簿	68
2 新宿区外部評価委員会条例	69
3 新宿区行政評価制度に関する規則	71

第 1 章 新宿区外部評価委員会の概要

1 新宿区外部評価委員会の役割・構成

(1) 外部評価委員会設置の経緯と目的

新宿区外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）は、平成 19 年 2 月の新宿区基本構想審議会答申における「区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案」を受け、新宿区総合計画（以下「総合計画」という。）と新宿区実行計画の進行管理を行うため、平成 19 年 9 月、区長の附属機関として新たに設置されたものである。

この間、総合計画の施策（以下「個別目標」という。）、新宿区第一次実行計画（平成 20～23 年度）（以下「第一次実行計画（平成 20～23 年度）」という。）、補助事業の評価を実施し、平成 24 年度からは新たに経常事業評価を開始した。また、平成 25 年度からは、新宿区第二次実行計画（平成 24～27 年度）（以下「第二次実行計画（平成 24～27 年度）」という。）の評価、平成 29 年度からは、新宿区第三次実行計画（平成 28・29 年度）（以下「第三次実行計画（平成 28・29 年度）」という。）の評価、平成 30 年度からは、総合計画の個別施策（以下「個別施策」という。）の評価、令和元年度からは、新宿区第一次実行計画（平成 30（2018）～32（2020）年度）（以下「第一次実行計画（平成 30～32 年度）」という。）の評価、令和 4 年度からは、新宿区第二次実行計画（令和 3（2021）～5（2023）年度）（以下「第二次実行計画（令和 3～5 年度）」という。）の評価を実施している。

外部評価委員会は、行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保していくことを目的としている。

(2) 所掌事務

- ◇ 外部評価を実施し、その評価の結果を区長に報告すること。
- ◇ その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(3) 外部評価委員会の構成

外部評価委員会は、次の 15 名で構成されている。

- ◇ 学識経験者 3 名 ◇ 公募による区民 6 名
- ◇ 区内各種団体の構成員 6 名

(4) 部会の設置

調査及び審議の効率的な運営を図るため、次の三つの部会を設置している。

第 1 部会：まちづくり・環境・みどり

第 2 部会：福祉・子育て・教育・くらし

第 3 部会：自治・コミュニティ・文化・観光・産業

(5) 評価の流れ

区が実施する行政評価には、行政内部が実施する内部評価と外部評価委員会が実施する外部評価があり、その流れは次のとおりである。

① 内部評価

各部の職員（管理職）で構成された経営会議を「内部評価委員会」として、各部が実施する施策及び事業について、達成度、効率性、成果、妥当性等を分析、検証し、区長に報告する。

区長はその結果を公表する。

② 外部評価

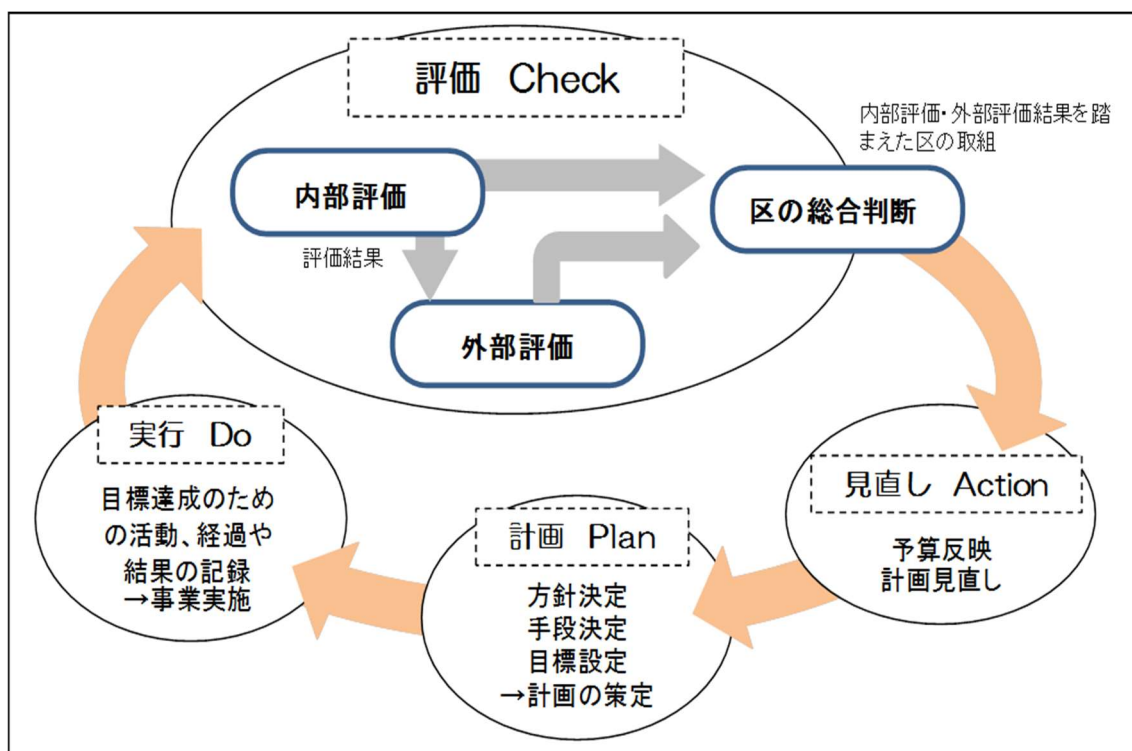
「外部評価委員会」は、上記①の内部評価結果を踏まえ、当該内部評価の対象となった施策及び事業について達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析、検証し、区長に報告する。

区長はその報告を公表する。

③ 区の総合判断

区長は、内部評価及び外部評価、また、これらに対する区民からの意見を踏まえ、行政委員会とも調整した上で、区の総合判断を行い、予算編成に反映する。

区長はその結果を公表する。



2 評価活動の経過

【平成 19 年度】

平成 19 年度は外部評価委員会の立ち上げの年であり、評価の手法・手順など全体的な流れをつかむこととして評価を実施した。

【平成 20 年度】

平成 20 年度は、本格的な外部評価の実施として、平成 19 年度に外部評価を実施した対象施策を掘り下げるとともに、関連施策を抽出して 18 施策を対象に評価を実施した。さらに、補助事業については、関連する計画事業と併せて確認した。

【平成 21 年度】

平成 21 年度は、平成 20 年度から始まった総合計画及び第一次実行計画（平成 20～23 年度）に係る内部評価のうち、まちづくり編に係る個別目標及び計画事業全ての評価を行った。評価に当たっては、新宿区基本構想の理念である「新宿力」を形づくる上で、「協働」は重要な手法の一つと考えられるため、基本となる四つの視点のほか、「協働」を軸に評価を実施した。

【平成 22 年度】

平成 22 年度は、計画事業について、平成 22 年度内部評価実施結果報告書（以下「内部評価報告書」という。）のほか、平成 21 年度の外部評価結果を踏まえた区の取組についてを確認した上で、評価対象を抽出して評価を実施した。また、平成 19 年度から平成 21 年度の 3 年間の実績を踏まえた補助事業の内部評価が行われたため、外部評価委員会においても全補助事業を対象に評価を実施した。

【平成 23 年度】

平成 23 年度は、第二次実行計画（平成 24～27 年度）の策定の年に当たるため、平成 23 年度内部評価における計画事業（まちづくり編）を評価するとともに、計画事業（区政運営編）も評価した。さらに、第二次実行計画（平成 24～27 年度）に外部評価委員会の意見を反映させるため、「第二次実行計画の方向性に対する意見」を付した。また、経常事業の内部評価が試行されたことに伴い、外部評価委員会として経常事業評価の手法等について、内部評価の課題を抽出し検証を行った。検証結果は、「経常事業評価（試行結果）について（評価手法の確立に向けて・外部評価委員会意見）」（以下「経常事業評価外部評価意見」という。）として区長に報告した。

【平成 24 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である平成 24 年度は、第一次実行計画（平成 20～23 年度）の最終年度の評価であるため、上位計画である個別目標について外部評価委員会意見を付した。また、計画事業（まちづくり編及び区政運営編）については、平成 20 年度から平成 23 年度までの第一次実行計画期間における総合評価を実施した。さらに、経常事業についても新たに外部評価を行った。

【平成 25 年度】

平成 25 年度は、第二次実行計画（平成 24～27 年度）の初年度の評価であり、計画事業のまちづくり編を平成 25・26 年度の 2 か年で評価することとし、計画事業のまちづくり編の約半数となる事業の評価を行った。

また、経常事業は平成 24 年度に比べて内部評価の事業数が増えたため、外部評価についても対象事業を増やして評価した。

【平成 26 年度】

計画事業のまちづくり編を平成 25・26 年度の 2 か年で評価することとしたため、平成 26 年度は、平成 25 年度に外部評価を行わなかった約半数の事業について評価した。

また、経常事業は、平成 23 年度の経常事業評価外部評価意見に基づき、区民に身近で区民目線から評価可能な事業、協働の視点が入る事業として、主に自治事務に関する事業を抽出して評価した。

評価に当たっては、内部評価報告書を読み込んだ上で、各事業課から事業に関する資料の事前提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリング後の再質問を行った。

評価結果は、計画事業・経常事業ともに、部会ごとに取りまとめた後、外部評価委員会として全体のまとめを行った。

【平成 27 年度】

平成 27 年度は、第三次実行計画（平成 28・29 年度）の策定の年に当たるため、平成 27 年度内部評価における計画事業（まちづくり編）の全てを評価するとともに、計画事業（区政運営編）も評価した。さらに、第三次実行計画（平成 28・29 年度）に外部評価委員会の意見を反映させるため、例年より早く評価結果の取りまとめを行った。

経常事業評価は、平成 27 年度が、平成 24 年度から実施してきた最終年度であるため、経常事業（まちづくり編）だけでなく、経常事業（区政運営編）も評価した。

評価に当たっては、内部評価報告書のほか、事業に関する資料や過去の評価結果なども参考とし、評価の効果・効率性の向上に努めた。

【平成 28 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である平成 28 年度は、第二次実行計画（平成 24～27 年度）の最終年度の評価を行った。また、平成 24 年度から平成 27 年度までの第二次実行計画期間における総合評価を実施した。このため、平成 27 年度内部評価における計画事業（まちづくり編）の全事業だけでなく、計画事業（区政運営編）も評価し、第二次実行計画（平成 24～27 年度）の振り返りを行った。

【平成 29 年度】

平成 29 年度は、第三次実行計画（平成 28・29 年度）の初年度の評価であり、また、第一次実行計画（平成 30～32 年度）の策定の年に当たるため、計画事業のほぼ全ての事業について評価を行った。評価作業に当たっては、効率化を図るため、内部評価報告書のほか、事業に関連する資料やヒアリングの事前質問・事後質問を活用するとともに、書面評価も実施した。

また、平成 30 年度から始まる新総合計画期間において、より適切に施策・事業の進行管理を行っていくために、平成 28・29 年度の 2 か年でこれまでの行政評価制度を振り返り、新たな手法について検証を行った。検証結果は、「行政評価の手法等の検証について」として区長に報告した。

【平成 30 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である平成 30 年度は、これまでの計画事業単位の評価に加えて、施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第三次実行計画（平成 28・29 年度）の最終年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。

評価作業に当たっては、より効果的・効率的に評価を行うため、ヒアリングに向けた事前準備として部会で学習会を行うとともに、評価対象の個別施策に関連する施設等の現地視察を実施した。

【令和元年度】

令和元年度は、平成 30 年度に引き続き施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第一次実行計画（平成 30～32 年度）の初年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。また、施策単位の評価が 2 年度目であり、評価の対象となる個別施策の数を増やして実施した。

【令和 2 年度】

評価対象である 6 個別施策について外部評価の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から中止とした。

なお、第 4 期外部評価委員の任期満了に伴い、3 年間の活動の総括として「行政評価の課題と意見」を取りまとめた報告書を作成し、第 2 回外部評価委員会（全体会）において区長へ報告した。

【令和 3 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である令和 3 年度は、引き続き施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第一次実行計画（平成 30～32 年度）の最終年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。

個別施策と計画事業については、令和 2 年度の取組・評価に加え、これらが第二次実行計画（令和 3～5 年度）にどのように反映され、令和 3 年度において取り組まれているかを評価した。

評価作業に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を行い、ヒアリングに向けた事前準備として部会で学習会を行うとともに、ヒアリング後、評価の取りまとめを行った。現地視察は新型コロナウイルス感染症の影響により中止としたものの、オンライン併用で委員会や部会を開催し、評価作業を進めた。

なお、内部評価が計画事業単位での評価から、各計画事業を構成する一つひとつの事業（枝事業）ごとの評価を実施したことに伴い、外部評価も同様の評価を実施した。

【令和 4 年度】

令和 4 年度は、引き続き施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第二次実行計画（令和 3～5 年度）の初年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。

個別施策と計画事業については、令和 3 年度の取組・評価に加え、これらがどのように反映され、令和 4 年度において取り組まれているかを評価した。

評価作業に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を講じるとともに、オンライン併用で委員会や部会を開催した。また、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により現地視察を中止したが、令和4年度は感染症対策を講じた上で実施した。

【活動経過】

《全体会》

回	開催年月日	審議事項等
第1回	令和4年4月22日	1 評価方針について
第2回	令和4年10月24日	1 評価の取りまとめについて（その1）
第3回	令和4年10月28日	1 評価の取りまとめについて（その2）

《部会》

[第1部会]

評価対象：個別施策Ⅱ－1「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」

回	開催年月日	審議事項等
第1回	令和4年6月22日	1 ヒアリングに向けての準備等について
第2回	令和4年7月1日	1 ヒアリングの実施 ◇ 計画事業 28①「建築物等の耐震性強化（建築物等耐震化支援事業）」 ◇ 計画事業 28②「建築物等の耐震性強化（擁壁・がけの安全化の総合的な支援）」 ◇ 計画事業 29①「木造住宅密集地域の防災性強化（木造住宅密集地域の整備促進（若葉・須賀町地区））」 ◇ 計画事業 29②「木造住宅密集地域の防災性強化（不燃化推進特定整備事業（西新宿五丁目地区））」 ◇ 計画事業 29③「木造住宅密集地域の防災性強化（木造住宅密集地域における不燃化建替え促進）」 ◇ 計画事業 30①「再開発による市街地の整備（市街地再開発事業助成（西新宿五丁目中央南地区））」 ◇ 計画事業 30②「再開発による市街地の整備（防災街区整備事業助成（西新宿五丁目北地区））」 ◇ 計画事業 30③「再開発による市街地の整備（市街地再開発の事業化支援）」 ◇ 計画事業 31「細街路の拡幅整備」 ◇ 計画事業 32「道路の無電柱化整備」 ◇ 計画事業 33①「道路・公園の防災性の向上（道路の治水対策）」 ◇ 計画事業 33②「道路・公園の防災性の向上（道路・公園擁壁の安全対策）」

		◇ 計画事業 34「まちをつなぐ橋の整備」 ◇ 評価対象の個別施策を構成する経常事業 【担当課】 みどり土木部（土木管理課、道路課、みどり公園課）、都市計画部（景観・まちづくり課、防災都市づくり課、建築指導課、建築調整課）
第 3 回	令和 4 年 7 月 6 日	1 現地視察 視察場所：若葉・須賀町地区
第 4 回	令和 4 年 7 月 25 日	1 評価の取りまとめについて

[第 2 部会]

評価対象：個別施策Ⅰ－４「安心できる子育て環境の整備」

回	開催 年月日	審議事項等
第 1 回	令和 4 年 6 月 20 日	1 ヒアリングに向けての準備等について
第 2 回	令和 4 年 7 月 8 日	1 ヒアリングの実施 ◇ 計画事業 9「着実な保育所待機児童対策の推進」 ◇ 計画事業 10「放課後の子どもの居場所の充実」 ◇ 計画事業 11「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実」 ◇ 計画事業 12「児童相談所設置準備」 ◇ 評価対象の個別施策を構成する経常事業 【担当課】 子ども家庭部（子ども家庭課、保育課、保育指導課、子ども家庭支援課）、健康部（健康づくり課）、教育委員会事務局（学校運営課）
第 3 回	令和 4 年 7 月 22 日	1 現地視察 視察場所：落合第五小学校内学童クラブ、落合第五小学校放課後子どもひろば
第 4 回	令和 4 年 8 月 8 日	1 評価の取りまとめについて

[第3部会]

評価対象：個別施策Ⅰ－9「地域での生活を支える取組の推進」

個別施策Ⅲ－15「多文化共生のまちづくりの推進」

回	開催 年月日	審議事項等
第1回	令和4年 6月23日	1 ヒアリングに向けての準備等について
第2回	令和4年 6月30日	1 ヒアリングの実施（個別施策Ⅰ－9） ◇ 計画事業25「成年後見制度の利用促進」 ◇ 計画事業26「だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進」 ◇ 計画事業27「高齢者や障害者等の住まい安定確保」 ◇ 評価対象の個別施策を構成する経常事業 【担当課】 福祉部（地域福祉課、高齢者支援課）、文化観光産業部（消費生活就労支援課）、都市計画部（住宅課）
第3回	令和4年 7月8日	1 現地視察 視察場所：外国人相談窓口（区役所本庁舎）、しんじゅく多文化共生プラザ 2 ヒアリングの実施（個別施策Ⅲ－15） ◇ 計画事業63「多文化共生のまちづくりの推進」 ◇ 評価対象の個別施策を構成する経常事業 【担当課】 地域振興部（多文化共生推進課）
第4回	令和4年 7月21日	1 現地視察 視察場所：勤労者・仕事支援センター、四谷地域センター
第5回	令和4年 8月5日	1 評価の取りまとめについて（その1）
第6回	令和4年 8月8日	1 評価の取りまとめについて（その2）

3 評価の対象

令和4年度は、4つの個別施策を対象に評価を実施した。また、評価対象となる個別施策を構成する計画事業の評価に加え、経常事業の取組状況を確認した。

(1) 第1部会（まちづくり・環境・みどり）

基本政策	個別施策（計画事業・経常事業）			
Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり			
	計画事業	28 建築物等の耐震性強化	①	建築物等耐震化支援事業
			②	擁壁・がけの安全化の総合的な支援
		29 木造住宅密集地域の防災性強化	①	木造住宅密集地域の整備促進（若葉・須賀町地区）
			②	不燃化推進特定整備事業（西新宿五丁目地区）
			③	木造住宅密集地域における不燃化建替え促進
		30 再開発による市街地の整備	①	市街地再開発事業助成（西新宿五丁目中央南地区）
			②	防災街区整備事業助成（西新宿五丁目北地区）
			③	市街地再開発の事業化支援
		31 細街路の拡幅整備		
		32 道路の無電柱化整備		
		33 道路・公園の防災性の向上	①	道路の治水対策
			②	道路・公園擁壁の安全対策
		34 まちをつなぐ橋の整備		
	経常事業	327 新たな防火規制による不燃化の促進		
		331 土地区画整理事業認可等事務		
		332 都心共同住宅供給事業		
		338 地籍情報の調査		
		339 水防対策		
		340 橋りょうの維持管理		
		341 安全・安心な建築物づくり		
		342 違反建築物是正事務		
		343 既存建築物の防災対策指導		

(2) 第2部会（福祉・子育て・教育・くらし）

基本政策	個別施策（計画事業・経常事業）	
I 暮らしやすさ 1番の新宿	4	安心できる子育て環境の整備
		計画事業 9 着実な保育所待機児童対策の推進 10 放課後の子どもの居場所の充実 11 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実 12 児童相談所設置準備
		経常事業 131 子どもから若者までの切れ目のない支援の充実 132 地域における子育て支援サービスの推進 134 発達に心配のある児童への支援の充実 135 子どもの貧困の連鎖を防止するための取組 136 島田育英基金 137 保育施設のサービス評価事業 138 保育園児等への日本語サポート 139 保育従事職員資格取得支援事業 140 保育従事職員宿舎借り上げ支援事業 141 保育の必要性の認定及び入所に係る事務 142 区立保育所の管理運営 143 私立認可保育所への保育委託 144 区立子ども園の管理運営 145 私立認定こども園への施設型給付等 146 地域型保育給付等 147 私立認可保育所等における特別保育事業 148 保育士等キャリアアップ補助事業 149 認証保育所への認可化移行支援 150 認証保育所利用への支援及び利用者への助成 151 認可外保育施設の利用者への助成 152 施設等利用給付 153 保育士就職相談・面接会の実施 154 保育指導検査事務 155 児童館の管理運営 156 子どもの施策への参画促進 157 青少年健全育成活動 158 地区青少年育成委員会活動への支援 159 子ども家庭活動推進 160 思春期の子育て支援 161 未来を担うジュニアリーダーの育成

基本政策	個別施策（計画事業・経常事業）	
I 暮らしやすさ 1 番の新宿	4	安心できる子育て環境の整備
		162 ファミリーサポート事業
		163 ひろば型一時保育
		164 地域子育て支援センターの運営
		165 家庭訪問型子育てボランティア推進事業
		166 誕生祝い品の支給
		167 北山伏子育て支援協働事業
		168 プレイパーク活動の推進
		169 落合三世代交流事業
		170 子育て支援者養成事業
		171 子ども医療費助成
		172 児童手当
		173 まちの子育てバリアフリーの推進
		174 子ども総合センターまつり
		175 母子生活支援施設
		176 助産施設への入所委託
		177 児童育成手当
		178 児童扶養手当
		179 相談員の活動
		180 ひとり親家庭への支援
		181 東京都母子及び父子福祉資金の貸付事務
		182 次世代育成協議会の運営
		183 子ども・子育て会議の運営
		184 子ども未来基金
		185 子育てに関する相談・支援体制の充実
		186 母子保健事業
		187 区立幼稚園の管理運営
		188 私立幼稚園の振興
		189 学校安全対策
		190 学童交通安全対策
		191 学童擁護委託

(3) 第3部会 (自治・コミュニティ・文化・観光・産業)

基本政策	個別施策 (計画事業・経常事業)	
I 暮らしやすさ 1番の新宿	9 地域での生活を支える取組の推進	
	計画事業	25 成年後見制度の利用促進
		26 だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進
		27 高齢者や障害者等の住まい安定確保
	経常事業	307 人材確保支援事業
		309 成年後見人等申立費用及び報酬助成等
		310 新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等
		311 都営住宅公募事務
		312 住宅まちづくり審議会の運営
		313 住宅相談
		314 住宅資金利子補給
		315 民間賃貸住宅家賃助成
		316 住み替え居住継続支援
		317 災害時居住支援
		318 多世代・次世代育成居住支援
		319 区営住宅の管理運営
		320 区民住宅の管理運営
		321 特定住宅の管理運営
III 賑わい都市・ 新宿の創造	15 多文化共生のまちづくりの推進	
	計画事業	63 多文化共生のまちづくりの推進
	経常事業	594 しんじゅく多文化共生プラザの管理運営
		595 外国人への情報提供
		596 外国人相談窓口の運営
		597 日本語学習への支援
		598 国際交流事業
		599 外国人留学生学習奨励基金
		600 外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金
		601 窓口等における多言語対応の推進

(4) 部会別評価数

部会	個別施策	計画事業	経常事業
第1部会	1 施策	7 事業 枝事業を含む事業数 13 事業	9 事業(1 事業)
第2部会	1 施策	4 事業	60 事業(14 事業)
第3部会	2 施策	4 事業	22 事業(1 事業)
合計	4 施策	15 事業 枝事業を含む事業数 21 事業	91 事業(16 事業)

※()内は、外部評価意見を付した事業数

4 評価の視点

外部評価に当たっては、内部評価の結果を踏まえ、施策及び事業について、妥当性、効率性、有効性、成果等を区民の視点に立って分析し、検証した。

(1) 施策評価

個別施策の評価に際しては、取組状況の評価区分を「順調に進んでいる」・「おおむね順調に進んでいる」・「やや遅れている」・「遅れている」として、以下の四つの分析の視点を踏まえ「総合評価」を行った。また、施策の今後の「取組の方向性」に対して、区民の目線をいかして意見を付した。

施策評価における分析の視点

役割（妥当性）	：各主体はそれぞれの役割に基づき取り組んでいるか。
効率性	：効率的に各事業を実施しているか。
有効性	：区民ニーズや地域課題に的確に対応しているか。
成果	：目的（めざすまちの姿・状態）の実現に向けて成果を上げているか。

(2) 計画事業評価

計画事業の評価に際しては、評価区分を「計画以上」・「計画どおり」・「計画以下」として、以下の4つの分析の視点を踏まえ、各計画事業を構成する一つひとつの事業（枝事業）ごとに評価を行った。また、令和4年度の事業の進捗状況等を踏まえ、「今後の取組の方向性に対する意見」に対して、区民の目線をいかして意見を付した。

計画事業評価における分析の視点

妥当性	：執行体制、事業手法は適切か。
効率性	：事業経費の規模は費用対効果からみて適切か。
有効性	：区民ニーズや地域課題に的確に対応しているか。
成果	：目的の達成に向けて成果を上げているか。

(3) 経常事業取組状況に対する意見

経常事業については、取組状況を確認した上で意見を付した。

第2章 評価結果

1 評価結果の概要

令和4年度に実施した外部評価結果は以下のとおりである。

個別施策の評価（4 個別施策）と当該個別施策を構成する計画事業の評価（15 事業（枝事業を含む事業数 21 事業））と経常事業の取組状況の確認（91 事業）を行った。

個別施策の取組状況については、4 個別施策のうち、全ての施策を内部評価と同様に「おおむね順調に進んでいる」と評価した。

計画事業の評価については、枝事業を含む事業数 21 事業のうち、19 事業を「計画どおり」と評価し、2 事業を「計画以下」とした。

経常事業の取組状況の確認については、91 の経常事業のうち、16 事業に外部評価意見を付した。

各評価については、評価結果（20 ページ以降）のとおりである。

2 評価結果等の見方

(1) 施策評価

基本政策			計画の体系 基本政策：総合計画の基本政策名 個別施策：総合計画の個別施策名 計画事業：当該個別施策を構成する計画事業名	
個別施策				
計画事業				

目的（めざすまちの姿・状態）
個別施策の推進によりめざす将来のまちの姿や状態

外部評価結果 (順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)
当該個別施策に対する外部評価の結果
外部評価意見
【総合評価】 【今後の取組の方向性に対する意見】 【その他意見・感想】
当該個別施策に対する外部評価の視点による意見 【総合評価】 ：必ず記載 【今後の取組の方向性に対する意見】 ：意見のある場合に記載 【その他意見・感想】 ：意見のある場合に記載

内部評価	当該個別施策の内部評価結果
------	---------------

(2) 計画事業評価

計画事業		当該個別施策を構成する計画事業名（第二次実行計画）
------	--	---------------------------

事業概要
第二次実行計画期間における事業実施方法

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)	
当該計画事業に対する外部評価の結果	
外部評価意見	
【評価】	
【今後の取組の方向性に対する意見】	
【その他意見・感想】	当該計画事業に対する外部評価の視点による意見 【評価】：必ず記載 【今後の取組の方向性に対する意見】：意見のある場合に記載 【その他意見・感想】：意見のある場合に記載

内部評価	当該計画事業の内部評価結果
------	---------------

(3) 経常事業取組状況

経常事業	当該個別施策を構成する経常事業名
-------------	-----------------------------

事業概要
当該経常事業の目的、実施内容

外部評価意見
当該経常事業に対する外部評価の視点による意見

※経常事業取組状況については、外部評価意見を付した事業を掲載

3 評価結果

基本政策	I	暮らしやすさ 1 番の新宿	
個別施策	4	安心できる子育て環境の整備	
計画事業	9	—	着実な保育所待機児童対策の推進
計画事業	10	—	放課後の子どもの居場所の充実
計画事業	11	—	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実
計画事業	12	—	児童相談所設置準備

めざすまちの姿・状態	
すべての子育て家庭に妊娠期からきめ細かな支援が行われ、子どもを安心して生み、育てられる環境が実現しているとともに、次代を担うすべての子どもたちが健やかに自分らしく成長していけるまちをめざします。 また、子どもが社会的に自立した若者として成長できるよう、幼少期から切れ目なく支援が行われるまちをめざします。 地域や子育てを支援する人々の子育て支援の輪を広げ、新しい出会いと世代を超えた交流が生まれ、みんなで子どもの育ち・子育てを支え合うまちをめざします。	

外部評価結果
(順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)
おおむね順調に進んでいる
外部評価意見
【総合評価】 本施策は、「子どもを安心して生み、育てられる環境の整備」を目的として、内容・運営主体・対象者の各点で多岐にわたる事業から構成されている。それら事業をそれぞれ着実に推進していくことと並んで、諸事業が相互に関係を結びながら展開されることによる相乗効果を一層引き出していくことが望まれるが、そのための制度的な基盤づくりは着実に進められている。 個々の事業については、いくつかの課題や指摘事項が挙げられる。保育所待機児童対策では、令和3年4月1日に引き続き、令和4年4月1日も待機児童数ゼロが達成されている点は高く評価できる一方で、保育の質の確保や、利用者の多様なニーズへのきめ細かな対応といった部分での一層の取組が期待される。児童相談所の開設準備については、人材育成が着実に進められているものの、具体的な開設スケジュールを示せる段階には達していない。学童クラブについては、定員拡充が必要な状況が続いている。 こうした点が課題等として存在するものの、区にはそれらの多くを認識し検討をおこない、対応を図っていこうとする姿勢が見られる。そのため、本施策は「おおむね順調に進んでいる」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

大型マンションの建設等により人口が急増している地域への適切な対応や、児童虐待の防止にもつながる子育て環境の一層の充実を期待する。保育所の待機児童対策に関しては、入園の際の希望と実際の通園状況とのギャップのある方がどのくらいいるか十分留意して、取組を進めてもらいたい。

妊娠期から子育て期にかけて、より総合的で網羅的なサービス・支援を整備し、それらの周知を図っていくことと並んで、課題やニーズの変化を把握してそれらを既存の制度やその運営方法の見直しにつなげていくサイクルを回していくことにも引き続き注力してもらいたい。

その見地からも、各事業分野の関係機関・団体・当事者が集まり情報交換や協議、検討をおこなうために設けられている会議体等（次世代育成協議会、子どもの貧困対策検討連絡会議、子ども・子育て会議、青少年活動推進委員会、地区青少年育成委員会、子ども家庭・若者サポートネットワーク、子育て世代包括支援センターなど）への活動支援が、今後も適切になされることを望む。

【その他意見・感想】

子育て環境の整備は、子どもの成育過程の中心である「家庭」を支援する視点、男性のさらなる子育て参加を支援する視点、さらには、子どもの育ちを支え合うまちづくりという視点を、十分意識して進めてもらいたい。

児童相談所の設置準備について、今後の見通しやそれに基づく現在の進捗状況を区民がより具体的に理解できるような情報提供を願う。

義務教育課程の修了後も、自立した若者に成長するまで適切な支援に結びつくよう、子ども・若者総合相談窓口の積極的な周知を図ってもらいたい。

内部評価

おおむね順調に進んでいる

計画事業	9	—	着実な保育所待機児童対策の推進
------	---	---	-----------------

事業概要
地域の教育・保育の量の見込みを踏まえた「新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期)」に基づき保育所等を整備することにより、引き続き待機児童対策を着実に進め、多様な保育ニーズに対応します。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 各種の対策によって、令和3年4月1日に引き続き、令和4年4月1日も待機児童数ゼロを達成したことは高く評価できる。そのため本事業は計画どおりと評価する。 今後は、就学前児童人口の動向を区内の地域ごとの差異にも留意しつつ把握するとともに、保護者の声や多様なニーズを踏まえて、必要な施設の整備が進められることを期待する。 また、通園の利便性や家庭環境に配慮した適切かつ丁寧な利用調整がなされることを併せて期待する。 保育所の質の維持向上にも引き続き注力されたい。 万一廃園する保育所が現れた場合に関しては、利用者に無用の負担を強いることのないよう、丁寧な対応に努めてもらいたい。
【今後の取組の方向性に対する意見】 待機児童ゼロの継続を図りつつ、利用者ニーズの変化や多様化を把握し、それらに対応していけるように引き続き努めてもらいたい。その際、希望した認可保育所などに入れなかった隠れ待機児童の問題も、十分考慮に入れられることを望む。 民有地マッチング事業については、今回の評価対象年度には、保育事業者登録者数が55件であるのに対して土地・物件所有者からの問い合わせが0件であり、事業の周知方法などに課題があるのではないかと。より効果的な方法を検討されたい。
【その他意見・感想】 区民の多様な保育ニーズに対する感度をさらに高めつつ、利用者の声を踏まえて、子どもを安心して預けられる環境の充実が図られることを望む。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	10	—	放課後の子どもの居場所の充実
------	----	---	----------------

事業概要
保護者が就労している児童が増加傾向にあることを踏まえ、学童クラブ及び放課後子どもひろば事業のさらなる充実を図り、多様化する家庭環境や子どもの成長段階などそれぞれのニーズに合った放課後の居場所を選択できるよう、総合的に小学生の放課後の居場所づくりを推進します。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 就労する保護者が増加し、その働き方も多様化している中で、それぞれのニーズに合った放課後の居場所提供が求められていることを踏まえ、区学童クラブの新規開設による定員拡充がおこなわれ、また、「ひろばプラス」の拡充もその実施に向けた準備が着実に図られたことから、計画どおりと評価する。 他方、2 所を誘致する予定であった民間学童クラブを誘致できなかったことは大変残念である。誘致に際して障害となっている条件を分析し、早期に対応が図られることを期待する。 今回の外部評価では、落合第五小学校内で運営されている学童クラブ・放課後子どもひろばを、7 月末に視察した。 利用者ニーズに対応して選択肢を増やしつつ、放課後の子どもの居場所の充実化が図られていることがわかった。視察した施設では、スタッフが感染症対策と熱中症対策も心がけて児童に目を行き届かせており、また、スタッフ間の連携がとられていた。児童の移動も把握できており、子どもたちの居場所として安心感があった。 その一方で、児童の数に対して活動空間としてのスペースが不足している様子であった。また、照明の照度が少し不足しているように感じられた。これらの点については、改善策を検討してもらいたい。
【今後の取組の方向性に対する意見】 定員を超えて受け入れている場合があることや過密の問題に関しては、学童クラブの定員拡充を無理のない形で着実に進めつつ、環境が整うまでは各クラブ・ひろばで実践できる対応策の検討、実施に引き続き注力してもらいたい。 大型マンションの建設などによって人口の急増が予想される地区においては、学校内で利用できるスペースの制約が大きくなることが予測されることから、学校内学童クラブ、放課後子

どもひろばの運営に影響が出ることが懸念される。区としての適切な対応を望む。

学童クラブ利用者アンケートの満足度は目標値を達成しているが、今後も保護者および児童のニーズに的確に対応するとともに、区職員の巡回指導や委託職員の研修等を通じた質の向上が一層図られることを期待する。また、低学年だけでなく中学年以上の児童についても、放課後の居場所の充実化を積極的に検討してもらいたい。

【その他意見・感想】

事業指標について、学童クラブの利用者を対象とするアンケートだけでなく、放課後子どもひろばの利用者に対する同様のアンケートの結果も指標とするべきではないか。

放課後子どもひろばに関しては、保護者の間で直接参加（下校時にいったん帰宅することなくひろばに直行すること）への要望がある。感染症対策等とのバランスにも留意しつつ、ひろばへの直接参加を可能にすることについて検討してもらいたい。

学童クラブ・放課後子どもひろば・「ひろばプラス」はいずれも放課後の児童を対象としたサービスであり、利用者や関係者以外の区民にとっては、その違いが分かりづらい。情報発信にあたっては、このことを十分に踏まえ、分かりやすい説明に努めてもらいたい。

内部評価

計画どおり

計画事業	11	—	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実
------	----	---	--------------------------

事業概要
妊婦、乳幼児とその保護者の心身の健康の保持増進、産後うつ予防、虐待予防を図るため、妊娠期・出産後・乳幼児期の節目に、保健師等の専門職に相談できる機会を設けることにより、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握します。 また、必要に応じて母子保健サービス等を実施する関係機関と連携した継続的な支援を行い、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を充実させていきます。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 本事業は計画どおりに進められていると評価する。 出産・子育て応援事業では、育児パッケージの配布などの要素を効果的に組み入れることによって、ゆりかご面接を中心に、事業の推進が図られている。今後も、周知と勧奨の方法に工夫を重ね、すべての妊婦が専門職による面接につながるようにするとともに、それを通して、特に手厚い支援を必要とする妊婦の把握と支援に努めてもらいたい。 産後うつ予防、虐待予防の面では、産後ケア事業（ショートステイ型）が実施されるとともに、実施後の課題等の整理やそれらへの対応も速やかに図られている。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援については、子育て世代包括支援センターが設置された。今後、同センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援ができるように、母子支援部門と子育て支援部門の情報共有と連携がいっそう強化されることを望む。 【今後の取組の方向性に対する意見】 産後ケア事業について、新たな支援施設の追加は必要なことであると考えているが、ショートステイ事業はあくまで「産後ケア」の中のひとつの要素である。各家庭における良好な子育てを支援する環境を整えることを最終的な目標とする見地に立ち、「産後ケア」のいっそうの充実を図られたい。 子育て世代包括支援センターについては、関係機関の現場や区民からの相談を通して蓄積される経験・知見を踏まえた検討が、従前の部門の枠を超えて行われること、また、そうした検討が母子保健と子育ての一体的な支援の体制づくりに確実に結びつけられていくことを期待する。

【その他意見・感想】

子育てをしている側から積極的なアクションを起こさなくては必要な支援につながりにくい部分があるのではないかと。ゆりかご面接や乳幼児親子のための広場、訪問相談への接続を強化するなどして、支援の必要性が高い家庭に適切な支援が行き届くように、いっそう努めてもらいたい。

支援プランについて、事例や経験の紹介と併せてプランを作成・提示することなどにより、内容のさらなる充実化が図られていくことを期待する。また、出産後に親がライフ・プランを再考する際などにも相談に応じ、利用できる支援情報の提供などを継続的に受けられるようにするといった方向で、支援プランの仕組みを発展させていくことを検討して欲しい。

子育てにかかわる家庭内での男女間の協力関係を強化する意味でも、両親学級のような、父親も対象にした取組を強化していくことを、今後も積極的に検討してもらいたい。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	12	—	児童相談所設置準備
------	----	---	-----------

事業概要
基礎自治体である特別区が児童相談行政を一元的かつ総合的に担い、関係機関が連携し幅広くきめ細かな支援体制のもと、虐待などの問題から子どもを守るため、児童相談所の開設を目指し、専門性を備えた人材の確保と育成等に取り組んでいきます。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 人材の育成を中心として、児童相談所の設置に向けた準備が進められている。一時保護所については令和3年度に、都への貸出という形での活用が、区職員による派遣研修の場を確保することと併せてなされた。これらは当該年度の当初予定に沿ったものであることから、本事業は計画どおりと評価する。 経験を積み、高い専門性を有する職員の確保が必要であることと、そうした職員を育成するためには相当の時間を要することは理解できる。開設予定年度の延期についても、児童福祉司の配置基準にかかわる法律改正に対応するためのやむを得ないものであったことも理解できる。 その一方で、都内には児童相談所を既に開設している区が複数存在する。そうした他区の先行事例も参考にして、新宿区の児童相談所をできるだけ早期に開設するための準備が着実に進められることを切望する。現状では開設スケジュールが「令和6年4月以降」ということ以上には示されておらず、開設とそのための準備の計画性が区民からは必ずしも十分見えないことが不安をもたらしている部分もあることを認識されたい。 【今後の取組の方向性に対する意見】 児童相談所の運営を担うことになる職員の育成に一層努められるとともに、まずは、現状では令和6年4月以降とされている相談所の開設予定日程をより具体的に示せる段階にまで、着実に歩みを進めてもらいたい。 また、準備の状況や開設の見通しについて、区民に対して丁寧な説明が行われることを強く希望する。

【その他意見・感想】

児童相談所の開設に向けた準備状況や開設時期について、区民の理解が得られるよう丁寧な説明に努めてもらいたい。

内部評価

計画どおり

経常事業	132	地域における子育て支援サービスの推進
-------------	------------	---------------------------

事業概要		
地域全体で親と子の育ちを支える環境づくりを進め、在宅子育て家庭を含めた全ての子育て家庭への支援を行います。子ども総合センターと4か所の子ども家庭支援センターでは、子育て家庭の多様なニーズに合った子育て支援サービスをコーディネートするとともに、子育ての悩みや不安に関する相談に応じて適切なサービスにつなげていきます。また、子どもの育ちの環境が適切に確保されるよう、個々の家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行います。		

外部評価意見		
地域子育て支援センター二葉で実施されている父親交流会などは、たいへん有意義なプログラムであると思う。子ども総合センターと子ども家庭支援センターが、母親にとっても父親にとっても、ふらりと立ち寄ることのできる子育ての広場として、また、気軽に相談できる場所として、さらに多くの区民に周知されることを願う。 ノーバディズパーフェクトとベビープログラムについては、募集時期や開催日時、周知の方法などに工夫を加えることで、より広く関心を集め、参加者数が増えることを期待する。		

経常事業	134	発達に心配のある児童への支援の充実
-------------	------------	--------------------------

事業概要		
障害や心身の発達に心配のある児童が、家庭や地域で健やかに成長できるよう、総合的な支援を推進するため、多様化する療育ニーズに対応していきます。相談や通所療育支援に加え、保育所など児童が日常の集団生活を営む場で支援を行うほか、ペアレントメンター（障害児の育児経験を持つ方）による相談、児童の一時預かりによる保護者へのケアなど、保護者の気持ちに寄り添った支援を行います。		

外部評価意見		
発達障害に関する正しい知識の普及が一層図られ、発達に心配のある子どもが、できるだけ早い時期に適切な支援につながりやすくすることで、本人とその家族の生活がより穏やかなものになることを願う。また、穏やかな気持ちで支援を受けられるような、保護者の気持ちに寄り添ったサポートを期待する。		

経常事業	137	保育施設のサービス評価事業
------	-----	---------------

事業概要
区立保育所・子ども園を対象に福祉サービス第三者評価を実施します。また、私立認可保育所・私立認定こども園・認証保育所における保育の質の向上のため、サービス評価を受審した場合に、その経費の補助を行います。

外部評価意見
この事業では、民設民営の保育所の内、「認可外保育施設」については、第三者評価受審費用助成の対象外になっている。しかし、東京都が公表している「令和4年度 区市町村における福祉サービス第三者評価事業 予算化状況」によると、都内の特別区ではおよそ半数の区が、民設民営の「認可外保育施設」を同種の助成制度の対象にしている。新宿区がこの助成事業の目的としている「利用者のサービス選択の支援」「事業者が行なうサービスの質の向上」をさらに推進する見地から、助成対象を民設民営の認可外保育施設にまで広げることについて検討する必要はないだろうか。

経常事業	139	保育従事職員資格取得支援事業
------	-----	----------------

事業概要
新宿区内の保育施設に勤務している、保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得を支援することにより、保育に必要な人材の確保を図り、保育サービスの質の向上を目指します。

外部評価意見
最終的に資格取得に至らない場合が多いのは残念である。資格取得者が増え、保育サービスの質の向上につながることを期待する。この事業の対象は区内の保育所で勤務している保育従事者であることから、保育所の運営主体にスタッフの資格取得を支援する職場づくりをうながす取組とセットでこの事業を推進するといったアプローチの強化を期待する。

経常事業	151	認可外保育施設の利用者への助成
-------------	------------	------------------------

事業概要
認可保育所等への入園が不承諾となった区民が、一定の基準を満たした認可外保育施設を利用した場合に、保育料負担を軽減するため要件を満たす場合には、保育料の一部を助成します。

外部評価意見
認可保育所等に入園できず認可外保育所を利用することになった方に対して、その保育料負担を軽減するための助成を行うのは妥当である。また、対象となる認可外保育所に一定の基準を設けている点も、保育施設の質を確保していく観点から適切である。そのため、当該助成は今後も継続して実施してほしい。

経常事業	155	児童館の管理運営
-------------	------------	-----------------

事業概要
児童館の管理運営を行います。児童館では、子どもたちへの健全な遊び場の提供、遊びの指導や子ども読書活動などを行うほか、幼児サークルや身近な子育て相談ができる乳幼児親子の居場所づくりを推進しています。

外部評価意見
児童館は乳幼児親子にとっても、小学生以上の子ども達にとっても大切な居場所である。今後もすべての館で、新型コロナウイルス感染症への対策を含めて、子どもたちが安心安全に過ごせるような管理運営が行われることを望む。 新型コロナウイルス感染症の影響で、幼児サークルの活動休止や活動内容の制限が続いている。幼児サークルは、同じ年齢層の幼児がいる親たちが互いに情報交換をしたり相談をしたりできる場であり、また、子どもの成長を実感できる場所でもあると考える。そうした意義のある活動の休止・制限の影響を少しでも減らせるように、家庭での遊びに関する情報発信の仕方に工夫を加えるなどの取組がなされることを期待する。

経常事業	160	思春期の子育て支援
-------------	------------	------------------

事業概要		
思春期の育ちを支えることを目的に、思春期の子どもを持つ保護者、これから思春期を迎える子どもを持つ保護者を主な対象として、連続講座やシンポジウムを開催します。		

外部評価意見		
複雑化している思春期の子どもたちの感情や問題、解決策などを共有し、気軽に話し合える場が創られることを望む。その見地から、企画のテーマや形態を多様化するなどして、より広い区民層が参加するかたちを目指して、引き続き取組を続けてもらいたい。		

経常事業	162	ファミリーサポート事業
-------------	------------	--------------------

事業概要		
保育施設等の時間外に子どもを預かるなど、子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方の相互援助活動をサポートする事業です。新宿区社会福祉協議会へ委託して実施します。		

外部評価意見		
この事業は子育て世帯にとって不可欠な支援事業のひとつであるが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、一時預かりの利用者、病児・病後児保育の利用者数は減少傾向にある。今後も提供会員の維持・増加につながる働きかけを期待する。		

経常事業	165	家庭訪問型子育てボランティア推進事業
-------------	------------	---------------------------

事業概要		
研修を受けたホームビジター(ボランティア)が、妊婦や未就学児がいる家庭へ1回2時間程度4～6回無償で訪問して、子育ての悩みを聴いたり、育児や家事、外出等を保護者と一緒に行います。		

外部評価意見		
引き続き、活動内容に関する情報発信にも力を注がれたい。またその際には、支援の具体的なイメージを持てるようにするため、利用者の声もこれまで以上に紹介するようにしてもらいたい。		

経常事業	170	子育て支援者養成事業
-------------	------------	-------------------

事業概要		
子育て支援員として、子育て支援に関するスキルを習得するとともに、自主的に地域の子育て支援を行う人材を育成する講座を実施します。		

外部評価意見		
令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、新宿区の講座や研修等は中止され、東京都が実施する講座等を案内したとのことであるが、今後も状況への対応を図りつつ、子育て支援を担う人材の積極的育成に力を入れてもらいたい。		

経常事業	183	子ども・子育て会議の運営
-------------	------------	---------------------

事業概要		
特定教育・保育施設等の利用定員の設定に関し意見を聴くとともに、「子ども・子育て支援事業計画」に定める子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業者及び学識経験者等からなる子ども・子育て会議を運営します。		

外部評価意見		
次世代育成協議会との関係について必要に応じて説明するとともに、今後も、区は会議での意見等を真摯に受けとめ、指摘のあった事柄への区としての対応について適宜、丁寧に説明するなどして、この会議が設置目的に照らして一層有意義な場として機能するよう運営されることを望む。		

経常事業	185	子育てに関する相談・支援体制の充実
-------------	------------	--------------------------

事業概要		
区民が安心して出産、子育てができるよう、母親学級、両親学級等を通じた知識の普及・情報提供等、妊娠から出産、乳幼児期の子育てについて支援を行います。		

外部評価意見		
事業目的を推進していく上で ICT をさらに活用できる部分はないか、検討を続けて欲しい。		

経常事業	189	学校安全対策
-------------	------------	---------------

事業概要		
子どもが犯罪に巻き込まれないよう安全確保や学校等の安全管理を図ります。また、啓発用冊子の作成、学校施設内の非常通報装置(学校 110 番)や通学路防犯カメラの保守、PTA防犯パトロール支援等を行います。そのほか、中学生と地域の防災訓練の実施を支援します。		

外部評価意見		
学校、PTA、地域住民等による取組は、子ども達の安全確保を図る上でたいへん重要なものである。学童からの帰路などで夕方以降に暗くなる場所については、安全対策としての街灯整備の充実を望む。		

経常事業	190	学童交通安全対策
-------------	------------	-----------------

事業概要		
区立小学校1年生を対象に交通安全意識啓発用のランドセルカバー・黄色い帽子等を配付します。また、毎年、交通安全及び防犯の視点での通学路安全総点検を実施し、通学路の安全を確保します。		

外部評価意見		
購入・配布する帽子をサイズ調整可能なものに変更したことは、諸条件を考慮した上での工夫として評価できる。変更後の状況も検証しつつ、今後も多角的な視点を持ってこの分野での取組を継続してもらいたい。		

基本政策	I	暮らしやすさ 1 番の新宿	
個別施策	9	地域での生活を支える取組の推進	
計画事業	25	—	成年後見制度の利用促進
計画事業	26	—	だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進
計画事業	27	—	高齢者や障害者等の住まい安定確保

めざすまちの姿・状態	
判断能力が十分でないため日常生活等に支障のある人でも、地域社会の一員として尊厳を持っていきいきと生活が送れる共生社会の実現をめざします。 誰もが地域でいきいきと、活躍できるまちをめざします。 誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境づくりをめざします。	

外部評価結果	
(順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)	
おおむね順調に進んでいる	
外部評価意見	
【総合評価】 成年後見制度の利用推進、障害者・若年層の就労支援の実施、高齢者・障害者等の民間賃貸住宅への入居の促進といったそれぞれの事業の推進を通じて、本施策はおおむね順調に進んでいると評価する。 事業によってはコロナ禍の影響を受けているものの、総じて計画遂行に向けた努力がなされているものと評価できる。逆に言えば、これらの努力を上回る災厄がコロナ禍だったということができる。 コロナ禍も令和3年度は2年目であり、その対処の仕方に関してもノウハウが蓄積されてきている。これらのノウハウを活用し、さらなる成果を上げることを期待する。	
【今後の取組の方向性に対する意見】 日本社会に占める高齢者、単身世帯の割合は増加していく見込みであり、当該施策による取組の重要性はますます高まっていく。高齢者や障害者等含め、皆が共に生きる地域社会を目指し、成年後見制度、就労支援、民間賃貸住宅への円滑な入居促進のための助成といった各種支援が、必要な人に届くように、関係団体との協力も含め、更なる普及啓発を行ってほしい。	

内部評価	おおむね順調に進んでいる
------	--------------

計画事業	25	—	成年後見制度の利用促進
------	----	---	-------------

事業概要
認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人が地域の中で安心して暮らし続けられるように、成年後見制度の普及啓発や相談機能の充実による制度の利用促進を図っていきます。また、市民後見人の養成と活用に取り組んでいくとともに、引き続き、関係機関との連携を強化しながら、新宿区社会福祉協議会(新宿区成年後見センター)による法人後見を実施していきます。 令和3年度に、成年後見制度の推進の中心となる新宿区成年後見センターを、国の「成年後見制度利用促進基本計画」における「中核機関」と位置付けるとともに、新宿区成年後見センターが構築してきた地域の関係者とのつながりを活かして「地域連携ネットワーク」を設置します。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 日本では、2025年に高齢者の5人に1人が認知症になると予測され、一人暮らし高齢者の成年後見制度の利用が増加すると思われる。 本事業においては、成年後見制度の普及啓発、専門相談の実施、市民後見人の育成等、成年後見制度の利用促進に向けた取組を着実に推進している。 また、コロナ禍にあつて市民後見人養成や、民生委員・児童委員の会合等で事業説明を50回開催したことは評価できる。 以上のことから、計画どおりと評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 登録後見活動メンバーとして登録されている市民後見人については、新規に登録する方がいる一方で、登録抹消となる方もいる。登録抹消が発生した場合には、その理由を分析し、必要に応じて登録抹消数を減らす取組につなげるよう、工夫してほしい。 事業説明会の場として、地域の団体(町会、商店会)を利用してはいかがか。
【その他意見・感想】 「地域の困りごとは、地域で支え解決していく」というように、利用が必要な方は、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、また、支援活動する側は、新宿区登録後見活動メンバーとして誇りを持ち、社会貢献をしていくことができるようにすることを期待する。

登録後見活動メンバー登録者数については、毎年6名程度の増加を目標に令和5年度末には94人の目標値になっている。数より質を重視するという方針にもかかわらず、新規登録者数9名は素晴らしい成果だと思う。

しかし、説明会参加21名は、一地区ではなく、新宿区全体の実績としてはさみしい数字だと思う。市民後見人の体験談の公表等により、後見人制度がもう少し身近に感じられるような周知啓発の取組を充実させる必要があると考える。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	26	—	だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進
------	----	---	----------------------------

事業概要
障害の有無や年齢・性別を問わず、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、就労意欲を持ちながらも働くことが困難な全ての人に対し、就労支援事業及び無料職業紹介事業を実施し、総合的な就労支援を行います。 また、受注センター事業では、新宿区障害者福祉事業所等ネットワークの主要事業である養蜂事業を実施し、商品開発や販路拡大を進めていきます。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 障害者、若年非就業者、高齢者等の一般就労には、行政の適切な支援が欠かせない。 指標 1「就職者数（障害者、若年非就業者等）」については、令和 3 年度実績値は目標値を上回ったが、指標 2「就職者数（無料職業紹介事業の利用者）」については、令和 3 年度実績は達成度 40.3%となり、目標を達成できていない。 しかしながら、就労意欲を持ちながらも働くことが困難な人に対し、新宿区勤労者・仕事支援センターでは、フリースペースの開放や高年齢者就職面接会等の実施、オンラインでの各種講座やセミナー等を開催する等、コロナ禍にあって感染症対策を徹底しながら様々な工夫のうえ事業を実施したことは評価できる。 また、知的障害、精神障害、身体障害、若年非就業者など、課題もニーズも異なる求職者に対し、それぞれに就職支援、定着支援など細かい対応を行っていること、企業だけでなく、社会福祉協議会との緊密な連携のもと、事業を実施していることも評価できる。 以上のことから、計画どおりと評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 本事業では、様々な取組がなされている。これらを最大限連携させ、取組が指標の目標値を達成できるよう工夫してほしい。 受注センターでの「しんじゅ Quality みつばちプロジェクト」は、ユニーク性があり面白い事業である。新たな販路開拓、オリジナル商品の開発、多様な商品化も目指している。高品質でおしゃれな商品開発を実現し、ぜひ新宿区のブランド力を高めてほしい。最近注目されている「久遠チョコレート（※）」のように障害者の雇用と企業の成長を両立させるような取組をしてほしい。 今後も、民間によるさまざまな取組についての情報収集に努め、本事業の推進に有効と考え

られるものについては積極的に取り入れる努力をしてほしい。

※ 久遠チョコレート

障害者雇用の促進と低工賃からの脱却を目的とする「花園パン工房ラ・バルカ」が、2014年に立ち上げたチョコレート事業

新しい働き方への対応力向上に向け、IT就労訓練事業において、テレワークでの訓練等、ネットワークを活用したコミュニケーションや働き方に関する基本的・専門的な訓練を強化してほしい。無料職業紹介事業については、55歳以上の方のニーズが高い求人開拓、元気に働く・働き続けるためのセミナー、就職で役立つ内容のセミナーを実施してほしい。

本事業では様々な取組がなされているにもかかわらず、評価指標は就職者数（障害者・若年非就業者数）と就業者数（無料職業紹介事業の利用者）の2つである。事業の評価にあたり、利用者が事業をどのように評価しているのかを測る指標など、他の評価指標を追加することができないか、検討してほしい。

加えて、非利用者に本事業が周知されているか、また、周知されていても利用しない者がいる場合、その理由等を把握することも必要と考える。

【その他意見・感想】

就労意欲を持ちながら働くことが困難な全ての人に対して、就労支援や無料職業紹介を実施し、総合的な就労支援を行うことは、非常に重要な取組である。新宿区勤労者・仕事支援センターを現地視察し、障害者、若年非就業者、高齢者の「働きたい」という思いを十分に汲み、スタッフが一生懸命業務に従事していることを確認でき、なくてはならない大事な施設だと感じた。

コミュニティショップの運営事業については、福祉商品の販売とともに、ジョブサポーターの養成活動支援を行っており、『障害者が地域の一員として、ともに生き生きと暮らす』ことが実践されていると感じた。福祉商品については類似商品が販売されがちだが、こちらのものはデザインも品質もよく、日々の取組のたまものと感じた。

また、四谷地域センター1階の店舗、ここ・から広場1階の店舗、大江戸線若松河田駅構内の店舗、それぞれの店舗ごとに、特色を活かしながら地球環境に配慮した店舗づくりを行っていると感じたが、販売スペースが小さくもったいなく感じる店舗もあった。

例えば新宿中央公園に新しくできた SHUKNOVA カフェのように、最前線のおしゃれなカフェを作っても良いと思う。

受注センター業務については、企業、官公庁から与えられた仕事の分配だけでなく、新たな仕事を創造している。少ない工賃ながら新たな発注先を見つけて受注金額を増やすことに努力している担当者の実直な姿勢に頭が下がる思いがした。

内部評価

計画どおり

計画事業	27	—	高齢者や障害者等の住まい安定確保
------	----	---	------------------

事業概要
民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者、障害者及びひとり親世帯に対し、協定保証会社等へのあつ旋により円滑な入居の促進を図るとともに、一定の要件を満たす世帯には入居時及び継続時の保証料の一部を助成します。 また、単身高齢者の入居受け入れに伴う家主の不安を軽減し、単身高齢者の円滑な入居を促進するため、死亡発生時の費用を補償する保険料の一部を助成します。 さらに、居住支援協議会を運営し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援等について情報共有や連携体制の強化を図ります。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画以下
外部評価意見
【評価】 高齢者や障害者等の住まいの安定確保に向け、民間賃貸住宅への円滑な入居への支援は重要な取組である。 「新宿区居住支援サービスガイド」を様々なチャンネルを活用して配布し、区内に広く周知啓発に努めるとともに、居住支援協議会との連携を進める等、適切に事業を推進している。しかしその一方で、指標 1「家賃等債務保証料助成」、指標 2「入居者死亡保険料助成」の双方について、令和 3 年度実績は目標値を大幅に割り込んでいることから、計画以下と評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 「家賃等債務保証料助成」「入居者死亡保険料助成」の実績が向上するよう、各種工夫を図ってほしい。 両助成制度の目的は高齢者や障害者への入居を促進するため、家主が抱える不安をなくすことなので、助成件数だけでなく、居住支援の効果ををはかる指標が必要ではないか。(例えば物件を提供する家主が増えた等)
【その他意見・感想】 「新宿区居住支援サービスガイド」は、入居から退居まで利用できる居住支援サービスの一覧が掲載されており、絵付きやカラー版で、見ていてとても楽しく、また、分かりやすくまとめてあり、素晴らしい周知冊子と感じた。

内部評価	計画以下
------	------

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	
個別施策	1	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	
計画事業	28	①	建築物等の耐震性強化（建築物等耐震化支援事業）
計画事業	28	②	建築物等の耐震性強化（擁壁・がけの安全化の総合的な支援）
計画事業	29	①	木造住宅密集地域の防災性強化 （木造住宅密集地域の整備促進（若葉・須賀町地区））
計画事業	29	②	木造住宅密集地域の防災性強化 （不燃化推進特定整備事業（西新宿五丁目地区））
計画事業	29	③	木造住宅密集地域の防災性強化 （木造住宅密集地域における不燃化建替え促進）
計画事業	30	①	再開発による市街地の整備 （市街地再開発事業助成（西新宿五丁目中央南地区））
計画事業	30	②	再開発による市街地の整備 （防災街区整備事業助成（西新宿五丁目北地区））
計画事業	30	③	再開発による市街地の整備（市街地再開発の事業化支援）
計画事業	31	－	細街路の拡幅整備
計画事業	32	－	道路の無電柱化整備
計画事業	33	①	道路・公園の防災性の向上（道路の治水対策）
計画事業	33	②	道路・公園の防災性の向上（道路・公園擁壁の安全対策）
計画事業	34	－	まちをつなぐ橋の整備

めざすまちの姿・状態	
①建築物等の耐震化の推進 ②木造住宅密集地域解消の取組の推進 ③市街地整備による防災・住環境等の向上 「減災社会」をめざし、区民と区の協働により、災害に強い都市づくりを進め、安全で安心して住めるまち、逃げないですむまちをめざします。 建築物等の耐震化、木造住宅密集地域の解消を促進するとともに、道路、公園等の公共施設の防災性を強化し、防災性の向上と住環境の改善を図ります。 特定緊急輸送道路沿道建築物を耐震化することで、災害時において避難や救助活動、復旧復興活動等の重要な役割を担う道路機能を確保し、都市の防災性を強化します。	
④災害に強い都市基盤の整備 都市空間の防災機能を強化し、災害に強い都市づくりをめざします。 災害に強い道路・公園づくりや橋りょうの整備を進めるとともに、水害対策に取り組むことで、安心して生活でき、逃げないですむまちをめざします。	

外部評価結果 (順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)	
おおむね順調に進んでいる	
外部評価意見	
【総合評価】 建築物等の耐震化、不燃化、市街地整備、無電柱化整備等、災害に強い都市づくりに向けた事業に広く取り組んでおり、各事業とも着実に一定の成果を上げている。 木造住宅密集地域の解消のため重点的に取り組んでいる「若葉・須賀町地区」及び「西新宿五丁目」地区において、「まちづくり協議会」の立ち上げ・運営等、地元住民・権利者との協議を丁寧に進め、着実に成果を挙げていることは、高く評価できる。その他の計画事業についても、着実に成果を挙げている。 また、コロナ禍の中、各分野とも目標とした指標を概ね達成したこと、会合、会議などはWEB等を活用して実施したことも評価できる。 以上のことから、「おおむね順調に進んでいる」と評価する。	
【今後の取組の方向性に対する意見】 「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」に向けた取組の全体像、及びその中での各事業の必要性や優先度、区民に求めることを、区としてどのように考えているのかが分かりづらいと感じた。 これらを区民に対して分かりやすく示すとともに、区が有する災害関連情報をより積極的に公表、周知することで、区の取組に対する理解を得、区民からの協力をさらに引き出すことが、この施策の更なる推進にあたり必要である。 近年、豪雨による内水氾濫や土砂災害が全国的に多発していることから、水害対策には、これまで以上に迅速かつ充実した取組が必要なのではないか。前向きな検討を望む。	

内部評価	おおむね順調に進んでいる
------	--------------

計画事業	28	①	建築物等の耐震性強化（建築物等耐震化支援事業）
------	----	---	-------------------------

事業概要
「新宿区耐震改修促進計画」に基づき、普及啓発と支援制度の周知・利用促進を図ることで、住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進し、地震災害による区民の生命と財産への被害を最小限に留める減災社会を実現します。 ・建築物の予備耐震診断等のための技術者派遣 ・建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修工事等への補助 ・エレベーターの防災対策改修への助成、耐震シェルター・耐震ベッド設置の補助 ・耐震フォローアップ等による耐震化の普及啓発

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 地震災害による区民の生命と財産への被害を最小限に留めるべく、耐震化への取組体制や、その他防災改修、啓発事業などの多様な取組を実施している。 昭和 56 年以前に建築された旧耐震の非木造建築物の耐震化促進は重要なテーマであるが、実際に耐震化工事の実施に至るには、所有者の理解と協力が必要であり、そのことが当該事業を推進する上での課題となっている。それに対し、フォローアップ事業により建物所有者への働きかけを強め、非木造建築物へのアドバイザー派遣や耐震診断、補強設計等、耐震化工事につながる実績件数を増加させたことは、課題に応じた実効性のある取組として評価できる。 以上のこと、またコロナ禍にあつて指標に掲げる目標を 8～9 割達成していることを踏まえ、計画どおりと評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 住宅の個別の建替えも含め、耐震化率は年々向上していると考えられるが、区が関与する本事業が区全体の耐震化率の向上にどの程度貢献しているか不明である。本来は、この貢献度を確認したうえで目標を設定するべきであり、事業評価は、これらの関係の中での達成状況により行うべきである。 耐震改修促進計画では令和 9（2027）年度までに「耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する」目標を掲げており、耐震フォローアップ等による普及啓発は区民目線でニーズ・タイミングを掴み一歩踏み込んだ更なる工夫・取組体制が図られることを望む。

耐震化の啓発と支援制度の周知・利用促進のため、各特別出張所で説明会を実施しているが、一区民としては説明会があること自体を知らなかった。町会掲示板を利用するなど周知方法の改善を望む。

エレベーター防災対策改修支援事業では、長期修繕計画に組み込む等、エレベーターの防災対策改修を計画的に行うよう呼びかけているところであるが、より一層の周知啓発を望む。

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化については、令和4年度予算において耐震改修工事費補助の延べ面積 5,000 m²以下の上限額が撤廃され、その拡充が図られたところであり、また、特定緊急輸送道路沿道建築物、一般緊急輸送道路沿道建築物とも耐震化率の目標の見直しが図られたので、耐震化促進のため、危険性の高い建築物への個別訪問等を重点的に行うことを望む。

【その他意見・感想】

計画事業評価シートの評価欄において「フォローアップ事業」による効果を記載しているが、実績欄とのつながりが分かりづらい。他にも、指標に掲げる件数が、単年度の件数なのか複数年度を合算した累積件数なのかが一見して分かりづらいこと等、資料として分かりづらい点が複数ある。今後、より分かりやすい記載を求める。

技術者や耐震アドバイザーの派遣・診断については「件数」により評価をすることは止むを得ないと理解するが、耐震診断、補強設計、耐震補強工事、ブロック塀の除去工事等、性質の異なる実績を一律で「件数」で評価することは、その内容の見える化になっておらず、成果を評価するにあたっては不適當と考える。

建築物の耐震性の強化は長期にわたる取組であり、難しい面もあるが、生命と区民の財産を守る観点からも早急な取組を期待する。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	28	② 建築物等の耐震性強化（擁壁・がけの安全化の総合的な支援）
------	----	--------------------------------

事業概要
擁壁・がけの安全性の確保や適切な改修による敷地の耐震化を促進するため、所有者に対して安全化指導及び啓発を行います。また、擁壁改修コンサルタントや土砂災害アドバイザーとして擁壁・がけに関する専門技術者を派遣し、安全化促進を支援します。 居住者・家屋に大きな危害を及ぼす恐れのある擁壁・がけについて改修を行う際は、改修工事費の一部助成を行います。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 防災性向上に向けて擁壁・がけの安全化促進は、所有者自身の危機意識が大いに影響すると考えられる。そこで継続的に行う郵送や個別訪問等の啓発活動は意識変化に向けて重要な取組である。 所有者への安全化指導及び啓発、安全化促進の支援、改修工事費助成がコロナ禍にも関わらず着実に実施されている。特に指標3「安全化指導・啓発による擁壁等の改修促進」の件数は、自助・共助の促進がみられる結果もあり、評価できる。 啓発、コンサル・アドバイザー派遣、工事費助成という一連の流れは適切と考えられ、工事費助成件数は目標を下回っているものの、全体として着実に取り組んでいることから、計画どおりと評価する。 【今後の取組の方向性に対する意見】 耐震性の低い擁壁・がけは、今後大地震が発生した際に、甚大な被害発生原因の一端になり得ることから、耐震化の速度を向上することが重要である。 しかしながら、令和3年度の土砂災害警戒区域内の土地所有者に対する意識調査にて、約7割が「現時点で対策を考えていない」と回答している等、所有者の危機意識は未だ高くないことから、啓発方法を見直す等して、意識啓発の強化を行うべきである。 約3,500か所という指導啓発対象に対して、「健全、やや不健全、不健全」とアドバイザーの評価をしているのであれば、少なくとも長期（例えば5年以上）にわたる「不健全」に対しては、何がどう危険であるのかも含めて指導文書を発出する等、行政としての意見を明確にし、公表する必要があるのではないかと。静岡県熱海市の例のようなことが起きないことを願う。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	29	①	木造住宅密集地域の防災性強化 (木造住宅密集地域の整備促進(若葉・須賀町地区))
------	----	---	---

事業概要
若葉・須賀町地区において、老朽化した木造住宅の建替えや共同化を推進するとともに、道路、公園等の公共施設を整備し、地区の防災性の向上と住環境の改善を図ります。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 一般的に、木造密集市街地の環境改善は円滑に進むものではないが、当地区での取組は、地区計画による道路拡幅、共同建替えの促進など、多様な手法を複合的に展開し、地域住民との長期に亘るコミュニケーションも含め、着実に成果を挙げていると考えられる。 その中で、令和3年度の実績としては、道路拡幅用地の買収手続きを進めるとともに、地区計画変更に向けたまちづくり協議会での検討が進められた。後者については、目標が地区計画の見直し案のとりまとめであったのに対し、実績は協議会での検討に留まったが、地権者同意を前提とする地区計画の見直しプロセスとしては、やむを得ないものと理解できる。 現地視察では、若葉三丁目広場で防災設備（井戸、かまどベンチ、マンホールトイレ等）を確認し、若葉二丁目の集会所では協議会におけるルール見直し等の会議資料を確認した。このことから、官民連携で防災性の強化、改善の取組をまちが主体となって行うしくみづくりがなされていることが分かった。このことは高く評価したい。 以上のことから、計画どおりと評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 木造住宅密集地域における防災性の強化は早急に取り組む必要があるが、道路に面していない、いわゆる裏宅地の解消など、全体を捉えて行政が積極的に対応策を検討すべき課題もあることから、今後も積極的に取り組んでもらいたい。
【その他意見・感想】 若葉・須賀町、西新宿五丁目以外の区内木造密集地域においても、これらの地区のように積極的に防災対策に取り組んでほしい。

若葉・須賀地区の例に倣い、「まちづくり協議会」のような地元を巻き込んだ政策展開はあらゆる分野で効果があると考えます。都市計画部全体でこの手法を共有し、他の施策でも応用することを望む。

内部評価

計画どおり

計画事業	29	②	木造住宅密集地域の防災性強化 (不燃化推進特定整備事業(西新宿五丁目地区))
------	----	---	---

事業概要
西新宿五丁目地区において、不燃化推進特定整備事業を活用することに加え、南エリアでは、地元発意によるまちづくり構想に基づいて、まちづくりが行えるよう支援していくことにより、地区の防災性の向上を進めていきます。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 木造住宅密集地域の防災性向上には、地権者等の理解と協力が不可欠であり、そのためにまちづくり構想運用委員会が組織され、構想実現に向けて活動が始められたことは、大きな成果であると考えられる。 併せて、中央南地区、北地区では再開発事業が着実に推進されており(計画事業 30①、30②)、確実に防災性が向上している。 以上のことから、計画どおりと評価する。 【今後の取組の方向性に対する意見】 西新宿五丁目一帯の木造住宅密集地域は、隣接の渋谷区、中野区にも連続している。本来、市街地改善の必要性が同一であれば一体的に解消に向けて取り組むべきことであるから、今後、両区とも連携し、まちづくり協議会を統一的な組織としていくなど、統合的な取組としていくことを期待する。 「まちづくり構想」のパンフレットは周知するツールとしてとても有用である。周知に関して、再開発に携わる不動産業者や団体等と協業し、文字・写真だけでなく映像・音声で広く事業周知し、西新宿五丁目及び近隣エリアに住む地域住民が誇れるまちとしての PR を検討してはどうか。 北エリアの令和2年度末の木造建築物の除去が138件であり、令和5年度末目標が173件である。第二次実行計画期間中に35件除去することとなるが、説明では令和3年度に25件の目標に対し、実績32件を達成している。したがって、令和5年度末までに除去するのは3件となった。ついては南エリア地区に対する新たな「指標」を検討し、まちづくり構想と連携させる必要があると考える。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	29	③	木造住宅密集地域の防災性強化 (木造住宅密集地域における不燃化建替え促進)
------	----	---	--

事業概要
木造住宅密集地域のうち、特に不燃化を推進することが位置付けられている地域、地域住民により新防火規制又は地区計画が策定され、災害に強いまちづくりが推進されている地区を対象に、耐火建築物等への不燃化建替え及び既存木造建築物の除却に対し助成を行い、火災に強いまちを実現します。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画以下
外部評価意見
【評価】 建築物の所有者に建替えを促しても、実際に建替えに至ることは非常に困難であることは理解したが、指標に掲げる目標値を達成できていないことから、評価は計画以下とする。 ただし、各方面へのパンフレット送付や説明会の開催等、多種多様な周知啓発をコロナ禍においても可能な限り実施したことは評価できる。 区におかれては今後も引き続き、不燃化建替え促進に向けた周知啓発等、各種取組に努めてほしい。
【今後の取組の方向性に対する意見】 周知・啓発活動の実効性を高めるため、以下のような工夫が必要なのではないか。 ・不動産団体や住宅メーカーだけでなく、各地域のNPO団体等へも広く協力要請する。 ・ゼロカーボンシティの実現に向けた取組等、他事業と連携する。 建替え・除去費用助成申請の際に必要な書類が建築業者と共に揃えなければならないものばかりであるので、特に個人申請の場合には、住宅メーカーからのアドバイスが必要と考える。住宅メーカーが新宿区の不燃化建替促進事業に協力している事業所かどうか分かる「認定証」のようなものを検討してはいかがか。 助成以外に短期間の税制優遇をすることも促進策として有効なのではないか。

【その他意見・感想】

建替えに関してはゼロカーボンシティに配慮した建物となるよう誘導してほしい。

住宅不燃化建替え事業は、木造住宅密集地域において、私道に面し建替えが困難な住宅や、細街路による路地裏など、建て替えたくても法律上建て替えられないなど、困難な事例も多いことから、建替え希望者にアドバイスする機会を設けるべきではないか。

内部評価

計画どおり

計画事業	30	①	再開発による市街地の整備 (市街地再開発事業助成(西新宿五丁目中央南地区))
------	----	---	---

事業概要
西新宿五丁目中央南地区を対象に、「都市再開発法」に基づく手続き、再開発組合運営の支援及び補助金交付を行います。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 西新宿五丁目地区は平成 26 年からの「まちづくりを考える懇談会」及び平成 28 年からの「まちづくり協議会」の構想に基づいて再開発が実施されており、中央南地区は令和 4 年 1 月に本体工事が着工された。 以上のことから着実に事業が進捗していると判断し、計画どおりと評価する。
【その他意見・感想】 当該地区のように地価の高い地域で、木造密集地域解消のための市街地再開発を実施するには、巨大な共同住宅を建設せざるを得ないということは理解できるが、当該再開発エリアと周辺エリアとの関係性や街並みの連続性という意味では、課題を生じる手法であることも否めない。 こういった課題に対し、ソフト・ハード両面の視点から、対応を検討すべきではないか。 ※ 計画事業 30「再開発による市街地の整備」の各枝事業共通の意見

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	30	②	再開発による市街地の整備 (防災街区整備事業助成(西新宿五丁目北地区))
------	----	---	---

事業概要
西新宿五丁目北地区を対象に、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づく手続き、防災街区整備事業組合運営の支援及び補助金交付を行います。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 西新宿五丁目北地区については、すでに着工しており、令和5年度に事業完了見込みである。着実に事業が進捗しており、計画どおりと評価する。
【その他意見・感想】 当該地区のように地価の高い地域で、木造密集地域解消のための市街地再開発を実施するには、巨大な共同住宅を建設せざるを得ないということは理解できるが、当該再開発エリアと周辺エリアとの関係性や街並みの連続性という意味では、課題を生じる手法であることも否めない。 こういった課題に対し、ソフト・ハード両面の視点から、対応を検討すべきではないか。 ※ 計画事業30「再開発による市街地の整備」の各枝事業共通の意見

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	30	③	再開発による市街地の整備 (市街地再開発の事業化支援)
------	----	---	--------------------------------

事業概要
次の地区を対象に、市街地再開発準備組合等の活動支援を行います。 ・西新宿三丁目西地区 ・高田馬場駅東口地区 ・西新宿七丁目地区 ・西新宿五丁目南地区 ・新宿三丁目地区

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 市街地整備の前段階として周辺住民や関係権利者等の多方面からの理解を得るため、事業化に向けての協議を着実に進めていることから、計画どおりと評価する。
【その他意見・感想】 当該地区のように地価の高い地域で、木造密集地域解消のための市街地再開発を実施するには、巨大な共同住宅を建設せざるを得ないということは理解できるが、当該再開発エリアと周辺エリアとの関係性や街並みの連続性という意味では、課題を生じる手法であることも否めない。 こういった課題に対し、ソフト・ハード両面の視点から、対応を検討すべきではないか。 ※ 計画事業 30「再開発による市街地の整備」の各枝事業共通の意見

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	31	—	細街路の拡幅整備
------	----	---	----------

事業概要
「新宿区細街路拡幅整備条例」に基づき、幅員 4m未満の細街路を拡幅整備して、快適な居住環境の確保及び災害時の安全性の向上を推進します。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 細街路の拡幅整備は、日照や風通しなどの住環境への影響だけでなく、災害時における緊急車両の通行、避難経路等にも関わる問題である。 事前協議や声掛けによる拡幅整備を効果的かつ効率的に進めるため、他の事業とも連携して周知・啓発を行ったこと、個別声掛けによる協力要請の目標を達成したことは特に高く評価する。 このことから事業を着実に推進していると判断し、計画どおりと評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 地域共同建替え事業を実施している地域以外でも、区は積極的に道路地の寄付や買取、区管理道路等の細街路解消の対策に取り組んでほしい。 「令和4年度の方向性・取組方針」欄の記載にあるように、まちづくり事業との連携を一層図り、地区計画で拡幅計画を立てる等、まちづくりと道路拡幅の一体的実施を推進してほしい。
【その他意見・感想】 また、細街路の防災面から区道と区道を結ぶ私有地道路（私道）部分において、消防車や救急車が通行可能な部分の寄付の受入や買取、管理道路などの対策を実施してほしい。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	32	—	道路の無電柱化整備
------	----	---	-----------

事業概要
「新宿区無電柱化推進計画」に基づき、電線類を地下に埋設し、電柱を撤去することにより、災害に強いまちづくりを進めるとともに、歩行空間のバリアフリー化や美しい都市景観の創出を図ります。また、民間大規模開発等の機会をとらえ、事業者は無電柱化の整備を要請していきます。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 道路の無電柱化整備は、防災や景観の面から社会的要請の強い取組であるが、実施にあたっては、関係機関との調整、設計、工事と長期間に渡る取組となる。 区は、無電柱化推進計画により優先整備区間での整備について計画的に推進し、ほぼ目標どおりの実績を上げていることから、計画どおりと評価する。
【その他意見・感想】 無電柱化されていない道路は、大地震が発生した場合、変圧器の落下、電柱倒壊による避難経路の遮断が想定される等、防災上の大きなリスクを抱えている。 しかしながら、無電柱化整備には莫大な事業費と時間を要することから、必要な財源の確保など、国や東京都により積極的な促進策の展開を働きかけるとともに、整備されていない現状を踏まえた防災対策の推進にも努めてほしい。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	33	①	道路・公園の防災性の向上（道路の治水対策）
------	----	---	-----------------------

事業概要
「東京都豪雨対策基本方針」に基づく豪雨対策を計画的に実施します。 道路の治水対策として、水害の発生した地域等において、経年劣化により透水機能が低下した舗装等の機能回復や浸透施設の拡充を実施していくことで、区内における水害を軽減し、災害に強いまちづくりを進めます。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 道路の治水対策のため、透水性舗装整備を着実に進めていることから、計画どおりと評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 近年、台風や集中豪雨の増加による内水被害（道路冠水も含む）が全国的に増加していることを踏まえると、現在の予算規模、取組状況で対策は十分なのか。もう少し取組を拡充すべきではないか。
【その他意見・感想】 区民の自助（情報を得て対策意識を高める）、共助（地区ごとの水害対策に取り組む）の取組の後押しになるよう、本事業を洪水ハザードマップ所管課と連携し周知してはどうか。ソフト・ハード両面で水害対策を総合的に知る機会があれば、防災意識だけでなく、いざという時の対応力向上につながるのではないかと。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	33	②	道路・公園の防災性の向上（道路・公園擁壁の安全対策）
------	----	---	----------------------------

事業概要
擁壁本体及び周辺の安全性を確保していく必要があることから、5年ごとの定期点検を行うとともに、必要な箇所の改修及び補修を行うことで、災害に強い安全な道路・公園の整備を図ります。 また、土砂災害特別警戒区域に指定された公園の急傾斜地について、安全化対策を進めていきます。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 擁壁の安全対策に向け、目標どおりの実績を上げていることから、計画どおりと評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 点検調査の結果、注意を要すると判断された擁壁については、経過観察をするだけでなく、区民に対して、注意を要する点がどういった内容で、どのように経過観察をしているか、情報公開すべきではないか。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	34	—	まちをつなぐ橋の整備
------	----	---	------------

事業概要
「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に補修・補強工事を実施し、橋りょうの健全かつ安全な維持管理を行います。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」により点検、整備が行われており、目標どおりの実績を上げていることから、計画どおりと評価する。

内部評価	計画どおり
------	-------

経常事業	327	新たな防火規制による不燃化の促進
------	-----	------------------

事業概要
木造住宅が密集している地域を対象として、新たな防火規制や地区計画等の導入による不燃化促進、道路状空間の確保などを図ることで、木造住宅密集地域の解消に取り組めます。

外部評価意見
神楽坂地区では、路地景観の保全と防災性の向上を両立させるため、路地の幅員指定を 4m ではなく現状に近い 2.7m(3 項道路)としている。他の地区において不燃化促進に取り組む際、地区の特殊事情や協議のプロセス等によっては、この 3 項道路の適用を必要に応じて検討しても良いのではないかな。

基本政策	Ⅲ	賑わい都市・新宿の創造	
個別施策	15	多文化共生のまちづくりの推進	
計画事業	63	—	多文化共生のまちづくりの推進

めざすまちの姿・状態	
国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生のまち」をめざします。	

外部評価結果 (順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)	
おおむね順調に進んでいる	
外部評価意見	
【総合評価】 多くの外国人が居住・滞在する新宿区にとって、多文化共生を図ることは、困難な課題である。 コロナ禍により人と人との接触に制約が生じる中、こうした課題に対し、計画事業 63「多文化共生のまちづくりの推進」を中心とした各事業の推進により、的確な対応を取っていると判断できることから、おおむね順調に進んでいると評価する。	
【今後の取組の方向性に対する意見】 現在はコロナ禍への対応が課題だが、アフターコロナとなれば、外国人人口の回復等により、求められる対応も変化すると思われる。これらの様々な課題に対し、今後も臨機応変に適切に対応してほしい。 「しんじゅく多文化共生プラザ」には、新宿区で暮らす外国人にぜひ知ってもらいたいサービス（日本語教室や日本語ひろば、外国人相談窓口、イベントなど）がある。「しんじゅく多文化共生プラザ」の機能充実を図る上でも、さらなる広報や認知度向上に努めることを期待する。 感染症や地震、台風等の危機管理関係の情報に外国人住民がアクセスしやすい情報提供のあり方や、日本人住民と外国人住民がともに行う地域活動について、関係する他部署とも緊密に連携し、さらに充実した取組を行ってほしい。	

【その他意見・感想】

本施策の評価作業にあたり、今後国が、外国人に対してより広く門戸を開く方向に政策をシフトした場合、新宿の多文化共生施策はどのようなかじ取りを求められるのかということに思いを馳せることがあった。

現在の新宿区の人口に占める外国人の割合は約10%程度だが、この外国人住民について、行政の対象としてだけでなく、区政に参画する主体として捉える必要もあるのではないだろうか。

内部評価

おおむね順調に進んでいる

計画事業	63	—	多文化共生のまちづくりの推進
------	----	---	----------------

事業概要
外国人と日本人が互いに理解し合い、ともに快適に暮らし、働き、学び、遊ぶ場として魅力あふれるまちを目指し、主体的にまちづくりに参画できる環境を整えます。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 コロナ禍の影響から、当初予定していた会議の中止・延期等により、予算執行率は 62.3%にとどまったが、「新宿区多文化共生連絡会」の実施方法を対面からオンラインまたはオンライン併用に変更するなど、代替手段の活用等により事業目的は果たされたものと評価できる。 また、指標 1、2 ともにほぼ目標値を達成している。 以上のことから、多文化共生まちづくりの推進につき一定の成果をあげていると判断し、計画どおりと評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 新宿区多文化共生まちづくり会議や新宿区多文化共生連絡会の活動にあたっては、外国人と日本人の交流を一層促進するために、町会や商店会、大学との連携を図ってほしい。
【その他意見・感想】 しんじゅく多文化共生プラザは、日本語教室やイベントを通じ、色々な経験や交流を重ねられる貴重な施設と感じた。より多くの外国人、日本人に利用してもらえよう、プラザの存在をPRしてほしい。

内部評価	計画どおり
------	-------

経常事業	599	外国人留学生学習奨励基金
-------------	------------	---------------------

事業概要
留学生生活を続けていくために経済的な援助を必要としている区内在住の学業成績優秀な外国人留学生に対し、学習奨励金を支給します。

外部評価意見
基金の元となる寄付をされた馬場氏と濱田氏のことをもっと周知すべきではないか。例えば、当該基金の募集要綱にお二人の説明や寄付の経緯等を掲載することで、両氏の顕彰や新宿区のPRにつながるのではないかな。

第3章 今後に向けて

今年度の評価作業は、令和3年度に引き続き、新宿区総合計画の個別施策を選定し、それらを構成する計画事業の評価と経常事業の取組状況の確認をした上で、個別施策を評価するという、第4期で構築した評価手法を継承し、実施した。

ここでは、審議の過程やその後の全体会で、各部長、各委員から出された意見を踏まえ、今年度の評価作業の全体を通じて浮き彫りになった課題や問題点、さらには今後の展望を記す。

区におかれても、これらの意見を十分に受け止めていただき、引き続き、行政評価の質を高めていくように取り組んでいくことを望む。

1 指標や目標設定について

今年度の外部評価では、指標に掲げる目標の達成度が低いものの、区の取組自体は適切と判断できること、その他の取組が充実していること等の事由を勘案すると、「計画以下」と「計画どおり」のいずれの評価が適切なのか、判断に悩む事業が複数あった。

本来、計画事業の指標は事業成果を端的に表現し得るものとして機能するべきものだが、事業によっては、事業成果を表現できる指標を設定できていないものもある。事業評価は、指標に掲げる目標の達成度と、事業実績等の情報を総合して実施することとしているが、評価の客観性・安定性を担保するためには、事業成果を適切に表現するものとして設定された指標による定量的な実績確認が不可欠である。

また、コロナ禍での事業実施にあたっては、状況に応じて内容・手法を柔軟に見直すことが求められるが、そうした変更を実施した場合でも、評価の尺度として適切に機能することも、あるべき指標の1つの要素として指摘しておきたい。

引き続き、事業の目的とその達成度や進捗状況との関連で、成果を的確に表現できる適切な指標を設定するよう改善を望む。

2 内部評価シートの分かりやすい記載について

区の事業は多岐に亘っており、分野によっては、内部評価シートを一読しても、予備知識のない区民には事業内容を理解できない場合も想定される。

また、内部評価シートの計画事業評価シートには、当該事業の指標が掲載されているが、その指標の値が単年度の値なのか、複数年度の値を合算した累積値なのかが一見して分からないことがある等、資料としての分かりやすさを追求する余地はまだ残されている。

外部評価を適切に実施するため、ひいては区民への説明責任を果たすため、引き続き記載の改善に努めてもらいたい。

3 部会活動について

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染症の影響により、部会による現地視察を断念したが、令和4年度は感染症対策を講じた上で実施した。

「百聞は一見に如かず」との言葉のとおり、現場を視察し、担当者のコメントを得たことで、資料からは見えてこない事業の実態の理解につながり、非常に有意義であった。今後も感染症の状況等、社会情勢を注視しつつ、現地視察を実施したい。

実施にあたっては、現地視察の対象事業を精査し、必要に応じて事業関係者の同席を依頼する等、部会で十分に議論を重ねた上で実施できるよう、関係者との丁寧な調整に努めたい。

また、事業所管部署へのヒアリングの際、各委員は、事前に提供を受けた内部評価シート等の資料について、各自の確認及び部会での勉強会により理解した上で臨んでいることから、事業所管部署による説明は、事業内容及び実績をより深く理解するための具体的な説明、質疑応答等を中心に進められるよう、説明内容の工夫を求めたい。

4 行政評価のより一層の活用について

各年度の外部評価の結果として得られるのは、「おおむね順調に進んでいる」「計画どおり」等の、施策や計画事業に対する評価結果だけではない。評価結果と合わせて示される様々な意見も、外部評価委員会における議論の成果としてまとめられたものであり、評価結果以上の思いを込めて記載されているものもある。

区においても、その点を改めて認識し、外部評価の基本である区民の視点に立った分析及び検証の結果を踏まえて、事業の見直しや次年度予算への反映など、行財政運営におけるPDCAサイクルのより一層の徹底に引き続き取り組んでほしい。

以上、「今後に向けて」として、課題等を整理した。これらの事項については、引き続き検討し、改善が図られるよう、区とともに協働的に取り組んでいきたい。

来年度は、第5期の最後の年として、行政評価の客観性と透明性を更に高めていくとともに、これまでの単年度の評価の蓄積が次期実行計画へ反映されるよう、区への提言として取りまとめる考えであり、それが区政の更なる質の向上へ繋がるよう、努力していきたい。

< 資 料 >

1 新宿区外部評価委員会委員名簿

部会名 担当分野	氏 名	役 職	所 属 等
第1部会 まちづくり 環境 みどり	星 卓志	会長 部会長	工学院大学建築学部まちづくり学科 教授
	上野 麻美		公募区民
	君島 淳二		公募区民
	板本 由恵		新宿区エコライフ推進協議会
	大西 秀明		新宿区防災サポーター連絡協議会
第2部会 福祉 子育て 教育 暮らし	山本 卓	部会長	法政大学法学部政治学科 教授
	的場 美規子		公募区民
	松井 千輝		公募区民
	前田 香織		新宿子育てメッセ実行委員会
	鱒沢 信子		民生委員・児童委員協議会
第3部会 自治 コミュニティ 文化 観光 産業	山口 道昭	副会長 部会長	立正大学法学部法学科 教授
	桐山 早苗		公募区民
	藤川 裕子		公募区民
	松永 健		新宿区町会連合会
	安井 潤一郎		新宿区商店会連合会

2 新宿区外部評価委員会条例

平成 19 年 6 月 21 日

条例第 45 号

改正 平成 20 年 3 月 19 日条例第 1 号

令和 2 年 3 月 17 日条例第 1 号

(目的及び設置)

第 1 条 行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保するため、区長の附属機関として、新宿区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 新宿区(以下「区」という。)が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。
- (2) 外部評価 区の機関(議会を除く。)が実施した行政評価の結果を踏まえ、当該行政評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。

(委員会の所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 外部評価を実施し、その結果を区長に報告すること。
- (2) その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3 人以内
- (2) 区民 6 人以内
- (3) 区内各種団体の構成員 6 人以内

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は 4 年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の解職)

第 6 条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、その職を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(会長及び副会長)

第7条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(部会)

第9条 委員会は、調査及び審議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属すべき委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査及び審議の経過並びに結果を委員会に報告する。

(委員以外の者の出席等)

第10条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総合政策部企画政策課が担当する。

(平20年条例1・令2条例1・一部改正)

(公表)

第12条 区長は、第3条第1号の規定による報告を受けた外部評価の結果を公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(平20条例1・一部改正)

附 則

[以下 略]

3 新宿区行政評価制度に関する規則

平成 26 年 3 月 31 日

新宿区規則第 26 号

(目的)

第 1 条 この規則は、新宿区（以下「区」という。）の行政評価制度に関し必要な事項を定めることにより、区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、効果的かつ効率的な区政運営に資するとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 行政評価制度 次に掲げる一連の手続をいう。

ア 第 3 条から第 5 条までの規定による内部評価の実施及びその結果の公表

イ 第 6 条の規定による外部評価の実施及びその結果の公表

ウ 第 7 条の規定による総合的判断及びその結果の公表

(2) 行政評価 区が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。

(3) 内部評価 区の機関（議会を除く。）が実施する行政評価をいう。

(4) 外部評価 内部評価の結果を踏まえ、当該内部評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。

(5) 部等 新宿区組織条例（昭和 49 年新宿区条例第 3 号）第 1 条に規定する部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査事務局をいう。

(6) 部長等 部等の長（会計室にあつては会計管理者、教育委員会事務局にあつては教育委員会事務局次長）をいう。

(内部評価の実施の時期及び対象)

第 3 条 内部評価は、毎年度実施するものとし、その時期並びに対象とする施策及び事業は、年度ごとに区長が別に定める。

(内部評価委員会の設置)

第 4 条 内部評価を適正に実施するため、部等ごとに、内部評価委員会を置く。

2 内部評価委員会は、部長等及び課長（これらに相当する職にある者を含む。）その他部長等が指定する職員をもって構成し、部長等が主宰する。

(内部評価の実施及びその結果の公表)

第 5 条 内部評価委員会は、第 3 条の規定により内部評価の対象とされた施策及び事業（以下「評価対象施策・事業」という。）のうち当該部等に係るもの（教育委員会事務局に置かれる内部評価委員会にあつては、中央図書館に係るものを含む。）について、総合

政策部長と協議の上、内部評価を実施するものとする。

2 部長等は、前項の規定により実施した内部評価の結果を区長に提出するものとする。

3 区長は、内部評価の結果を決定したときは、これを速やかに公表するものとする。

(外部評価の実施及びその結果の公表)

第6条 外部評価の実施及びその結果の公表については、別に定めるところによる。

(総合的判断及びその結果の公表)

第7条 部長等は、内部評価及び外部評価の結果を踏まえ、評価対象施策・事業のうち当該部等に係るもの（教育委員会事務局次長にあつては、中央図書館に係るものを含む。）について、総合政策部長と協議の上、その方向性を検討し、その結果を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定により提出された同項の結果に基づき、評価対象施策・事業について、その方向性を総合的に判断し、その結果を速やかに公表するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

この報告書は、新宿区外部評価委員会から新宿区長に対して報告された外部評価実施結果について、新宿区外部評価委員会条例第 12 条に基づき公表するために、印刷製本したものです。

令和 4 年度 外部評価実施結果報告書

印刷物作成番号
2022-17-2101

発行年月 令和 4 年 11 月

編集・発行 新宿区総合政策部企画政策課 電話 03-5273-3502（直通）
東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号